

近は、年齢の高い、きょうだいおよび障害のあるなどの特別ニーズのある子どもの割合が高くなっている。

- ・ 送出しの場合：ベルギー国内に受入家庭のない子どもをその対象としている。国際養子縁組の2重の代替性の原則を遵守するならば、外国で養子となる子どもを待っている者は、夫婦のどちらかにその子どもと親族関係のある場合、あるいはベルギー出身の者である可能性が高い。

C 実践

12 妊婦からの相談に養子縁組機関はどのように対応していますか

1) 養子縁組機関による対応：

妊娠前から相談を受けるときには、各種の児童援助制度に関する情報を提供し、自ら子どもを養育する判断がなされるときは、そのための専門機関への援助につなげている。養子縁組の方向で援助することが決まるときは、まず、子どもとその家族の情報を収集する。

13 子どもの親と家族又は第三者が公民の機関の援助を明確に希望するとき、家族が子どもを引取れない場合、どんな手続によりどこに保護していますか

1) その手続： 実親は養子縁組機関へ援助を受ける目的で委任状を提出する。

2) 養親へ委託するまでの委託先と養育費負担：

新生児の場合、一時的に乳児院へ措置される。2～3歳以上の子どもは施設又は里親へ一時的に委託される。その養育費は共同体政府が負担する。

14 親子関係不明の子ども、棄児、孤児に対して後見人が選任されていますか

- ・ 選任の有無：後見人が選任される
- ・ 後見人の選任の方法：調停判事が後見人を指名する

15 実親又は後見人による養子縁組の同意について

①養子縁組の親の同意はいつからを与えることができますか： 出生2ヶ月後から

③ 同意前の情報提供を法律は義務づけていますか：

情報提供の内容を法律で定めている。とくに、養子制度、同意による影響、完全養子縁組では親子関係が断絶することなどをはっきりと伝えることを定めている。

④ 同意の形式や方法はどのように定められていますか：

同意は、裁判所又は調停判事の前で行ない、同意調書を作成する。

⑤ 同意を撤回できる期限は定められていますか：

基本的に養子縁組の審判がおきるまで撤回が可能であるが、将来の養親家庭へ子どもが委託された場合は、遅くとも6ヶ月までの撤回を認めている。撤回は、同意と同じ方法で調停判事の前で行ない、調書を作成する。(民法348-8条)

⑥ 同意は親権の委譲を伴いますか。その場合、後見人を指名しますか：

ベルギー法では、養子縁組の同意に親権委譲の効果はない。そのため、同意のときに、養子縁組手続を代行する者又は機関を家族は指名することができる(民法348-9条)。

16 子どもの養子縁組の同意は何歳から必要とされますか

12歳に達した子どもの同意を必要とする。ただし、禁治産を宣告された者、未成年状態が続いている者、正常な判断能力の欠如を確認し、裁判所が認めるとき、その同意を必要としない。

17 子どもの養子縁組の可能性を決定又は確認する第三者機関はどこですか

- ・ベルギーから外国へ行く子どもの場合、養子縁組の可能性は裁判所が、子どもに関する報告書に基づいて決定する。
- ・国内養子縁組の場合は、共同体中央当局が、子どもを養親に委託する前に養子縁組機関からの申請を受けて、子どもに関する報告書に基づいて、共同体中央当局が承認する。

18 養親希望者の相談と支援について

① 情報提供に責任ある機関はどこですか：

連邦中央当局，共同体中央当局，養子縁組機関。

②養子縁組に関する情報提供はどんな形で行なわれていますか：

中央当局のウェブサイトで養子縁組に関する法律，手続方法，関係機関の所在，外国の制度，養子縁組の要件など国際養子縁組に関する詳細情報を掲載している。連邦中央当局のウェブサイトでは，養子縁組関係の統計などを載せている。養子縁組機関は，当該機関に関心をもつ者に対して，機関の方針等を紹介している。

③機関は，養親希望者の申し込みを受理する前にどんなことに配慮していますか

- ・養親志願者が，養親の適性を認定されているかどうかを確認する。
- ・養子縁組機関で提案可能な子どものタイプとニーズに応えられる家族であるかどうかを確認する。また，待機する養親志願者の定員の空きを考慮する。空きがない場合は，志願者の情報を共同体中央当局に伝達する。共同体中央当局の調整で，他機関で提案する子どもとのマッチングの可能を調整する目的による。

⑤ 機関が援助を決定するとき，機関と養親希望者の権利・義務を明確にするために援助契約等を結びますか

援助契約を結んで機関と養親志願者の権利・義務を明確にする。契約書には，養子縁組費用等の明細や契約解除の方法などが明記されている。

⑤養親の養子を養育する適性や能力を調査する機関はどこですか

- ・調査機関：共同体中央当局。ソーシャルワーカーと心理士が面接して調査する。
- ・調査内容を文書化したもの：共同体政府の社会調査モデルがある。

⑥ 適性を評価する機関はどこですか：

- ・その機関：児童裁判所の子ども判事
- ・評価基準を文書化したもの：共同体のアレテに調査内容を定めている。

19 子どもの養親を選定するためのマッチングはどのように行われていますか

- ・マッチングは，子どものニーズとその個人史に応える適性のある養親家族に特定の子どもの提案する手続（デクレ1-1条）と考えられ，子どもを中心とする養親の選定を重要視している。
- ・ベルギーは2006年から同性のカップルの養親による養子縁組を認められた。その

結果、国内養子縁組数が倍増した。生みの親が子どもを委託する家族のタイプを選択できるものと定められた。国際養子縁組では、その国の法律が同性カップルの養子縁組を認めるとき、その委託を可能と定めている。

(司法省連邦民生局の HP : <http://justice.belgium.be/fr/then>)

・マッチングの方法：

①国内養子縁組の場合：養子縁組認定機関の多職種専門家チームによって子どもと待機している養親志願者の情報をもとに養親候補者を選び、実親が選ばれた候補者に合意し、他方で、養親候補者が提案された子どもの受け入れに合意するとき、養子縁組手続は進められる。

②共同体を越えて広域的に行われる場合：

共同体中央当局が調整

③国際養子縁組のマッチング：

・外国から来る子どものマッチング：

外国の中央当局へ送付された養親志願者の書類をもとに外国機関がマッチングを行ない、提案する子どもをベルギーの養親候補者へ提案し、その候補者が提案された子どもの受入れに合意するとき、養子縁組手続が進められる。子どもに関する情報は、出身国から詳細に伝えられる。養親候補者が子の受け入れに合意しないときには、外国の機関が他の養親候補者を選定する。

個人的に手続が行なわれる国際養子縁組については、共同体中央当局がその養親希望者に申請書類の作成を助言する。マッチングは子どもの出身国において行われ、養親候補者へ子どもが提案される。

・外国へ行く子どものマッチング：

外国から来る養子縁組の申請は連邦中央当局が受け付けている。連邦中央当局は国内に養親の見つからない子どものリストから子どもを選び、その子どもを所管する共同体中央当局へ連絡し、共同体中央当局は養子縁組機関を指定してその子どもと外国の養親志願者のマッチングを行なう。また、その子どもの養子縁組の可能性を決定

する審判が裁判所から出るとき、国際養子縁組の手続は進められる。

20 養子縁組決定前の養育期間中の子ども、実親、養親に対する支援はどのように行われていますか

共同体デクレでは、その支援を予後調査と寄り添いに分けて規定している：

同居後、最初の面会を15日以内とし、予後調査は委託後3ヶ月以内に作成し、中央当局へ提出する。その後、1年以内に2回面接する。そのあとは、年一度、面接し、調査報告書を作成し、報告する。

他方、寄り添いは養親と養子の希望に応じて行ない、親子づくりとその強化を目的としている。従って、問題のあるときは、問題の解決のために寄り添う。

外国から来る子どもの寄り添いは、出身国との契約に基づいて契約時に立てられたスケジュールに従って、養子縁組成立後にも行なう。

21 養子縁組成立後の予後調査と支援はどのように行ないますか

①国内養子縁組の場合：縁組後の相談を専門的に行なう他の専門家又は機関の援助と指導を求めるように指導している。自己の出自や個人史を知りたいと願う養子の相談にも対応している。

②国際養子縁組の場合：外国から来る子どもの寄り添いは、出身国との契約に基づいて、契約時に立てられたスケジュールに従って行なう。共同体政府は、養子縁組後の支援専門とする民間法人の設置を助成し、O.A.A.以外の機関による寄り添いを奨励している。(デクレ48-2条)。

③親族間養子縁組の場合：ハーグ条約の締約国間では、この場合も予後調査は行なわれるが、非締約国から来る親族の子の寄り添いと予後調査は、義務づけられていない。

22 養子縁組記録の保存と情報の開示はどのように行われていますか

①保存する情報に関する規定はありますか：民法と共同体政府のアレテが定める。

・子どもと個人史に関する情報：養子縁組前に使われていた名前、誕生日と時間、

出生場所，出生登録の日，生活環境又は保護された家庭又は託児所およびその保護期間，身体的精神的発達又は精神－社会的発達に関する情報，養子縁組に同意した日付又は養子縁組前提で託置を決定した日付，養子縁組又は託置に同意した状況，養子縁組決定の日時等を記録する。

- ・実父母に関する情報：子の出生時の父母の年齢，身体的特徴，健康状態と病歴・遺伝的な疾患，家族の情報（関係性，学歴，関心事，宗教…）を記録する。
- ・身元を特定しない情報：共同体政府は身元を得できない個々の縁組記録を保管するために，質問票を作成し，各養子縁組機関に記入と保管を義務づけるようになった。その回答書をマッチングのときには，養親に見せることにしている。

養子からの開示請求のあるときには，開示することができるが，申請が12歳未満の子どもからあるときには，養親の寄添いのないと開示しないものと定めている。

- ②どの機関が情報を管理し保存していますか：共同体中央当局又は養子縁組機関が保管する。民間機関が業務を停止又は閉鎖するときには，A.C.C.へ移動する。デジタル化に関する規定はない。

③情報開示の条件は何ですか

父母の身元が判明する書類を含む書類ファイルの閲覧は，18歳以上の養子とその代理人が閲覧可能である。その方法は国王のアレテで定めている。

23 養子縁組費用および養親から徴収する費用についての規定がありますか

養子縁組費用は，養子縁組機関と養親が結ぶ援助契約の中で，費用明細を示すことを定めている。その内容に合意して養親志願者は契約書に署名することになっている。共同体政府は，契約書のモデルを作成し提示している。

24 子どもを委託された養親家族への社会的援助について

①援助の内容（例：育児休暇，金銭的給付…）

ベルギーでは，労働者の権利として養子縁組休暇を0歳から8歳までの養子を迎えた給与所得者と自由業の者が取ることができる。この休暇を理由に労働者を解雇することはできない。

・休暇：3歳未満の健康な子は6週間，ハンディキャップのある子は12週

3～8歳未満の健康な子は4週間，ハンディキャップのある子は8週間

・手当：休暇期間の手当が自由業者にも給与所得者にも健康保健会社 INAM から一定手当が保障される。給与所得者は、その給与の一部を一定期間保障される。

②援助はいつから受けられますか

・身分登録をした2ヶ月内に雇用者に届出たのちに援助を受けられる。

・INAMI (INAMI (Institutional d'assurance maladie-invalidé) ホームページ参照)

D 課題

25 法律又は実践における課題

1. ベルギーでは、養子縁組の実務はすべて民間機関に委ねられている。そのため、地区の青少年援助機関に措置されている子どもの養子縁組を促進するには、地区の青少年援助機関に養子縁組の原則を尊重する姿勢がなければ、育成措置されている子どもの養子縁組の促進は難しい。フランス語共同体では、2013年に改正された養子縁組のデクレ前文に、児童養護と養子縁組実務の原則を定め、その原則の1つ又は複数に関して青少年援助地区センターが実行する措置において、その一貫性と効果があるかどうかを評価する Comité d'accompagnement という機関を設置して、外部からの科学的評価を行なう対策が講じられた。措置児童の養子縁組を促進するという目的があるからではないだろうか。

2. 国内および国際間養子縁組に養子縁組の困難な年長の子どもやハンディキャップのある子どもの割合が高くなっている。それらの子どもを受入れる家族を増やすとともに、委託後の支援を強化する必要がある。その観点から、民間主導の支援機関の設置を奨励するようになった。

以上

A. 理念

1 養子縁組の目的をどのように定めていますか。

法律には明記していないが、次のように考えられている。

「養子縁組は、家族から遺棄された子どもが社会から疎外されず、家庭の中で安定し、心地よい生活ができるようにすることを目的として行われ、子どもは完全養子縁組によってその家庭で生まれた子どもと同じ家族関係と権利が与えられる。」

(養子縁組認可団体 FAF 代表のインタビュー)

2 養子縁組実務に関する基本的方針や位置づけは何ですか

「児童社会援助機関が国の被後見子（社会支援家族法 L.224-4 条を適用され、養子となる可能性が合法的に認められた子ども）の監護を確保するために当該被後見子を委託した者とその子どもの間に情緒的關係が確認されたとき、又は、当該被後見子の利益があるとき、養子をする適性のある者による養子縁組は成立する。あるいは当該国とフランスの国際的合意のあるとき、フランスにおいても当該国においても当該子を受入れる適性を正規に確認された者による養子縁組は成立する。(社会支援家族法 CASF の L.225-2 条 1 項)

B 体制

3 養子縁組に権限ある当局とその任務

①指定機関名（国の省庁又は自治領の行政機関名）

- ・国内養子縁組の場合、県の児童社会援助局養子縁組課（ASE）
- ・国際間養子縁組の場合：外務省の国際間養子縁組課（SAI）、中央当局としても指定されている

②その主な任務

・県の児童社会援助局養子縁組課の任務：

- 一 県内全ての養親希望者に養子縁組に関する情報提供集会を企画し実行する。

- 養親希望者の養子をする適性とその家庭を多職種チームにより社会的、教育的および医学的に調査する。
- 県内で遺棄された子どもを保護し、県会議長が国の被後見子として法律を適用して受理した子どもの養子縁組を準備する。
- 養親家庭へ養子縁組前提で委託し、委託後に子どもとその養親家族に寄り添う
- OAA の県内活動を事前に許可し監督する。個々の養子縁組プロセスにおいても OAA の決定前にその決定を審査する。
- 被後見子の養子縁組に関する書類ファイルを作成し、管理・保存する。当事者の申請があれば、身元の特定されない情報の開示に協力する。身元に関する情報の開示は「全国個人情報開示評議会」「事務所(CNAOP)へ申請し、開示に関する援助を受ける。

・国際間養子縁組サービス (SAI) の任務

国際間養子縁組に関する情報提供と行政手続に関与し、主に、

- 各国の養子縁組制度と手続に関する最新情報を中央当局と共同して公開する。
- 養子縁組機関を介して国際間養子縁組を申請する全ての養親志願者の登録を受ける。
- 個人的に養子縁組手続を行う者と面接し、所定の質問票にその養子縁組計画に関する進行状態の報告を求め審査し、妥当性のあるとき、登録を受け、監督する。

4 中央当局とその任務 (養子縁組に関する国又は自治領の代表機関)

①指定機関：

外務省国際養子縁組課を中央当局 Mission de l'Adoption International (MAI) として指定。国の国際養子縁組担当大使を代表とし 24 名の職員で構成されている。

②その主な任務

- フランスが結んだハーグ国際条約と他の 2 国間条約の尊重し監視する。
- 外国の権限ある当局又は中央当局との関係を二国間又は多国間条約によって維持する

- 国内の国際養子縁組機関と緊密な協力関係を維持して国の戦略の方針を立てる。
- 国際間養子縁組を仲介する組織を規制し監督する。
- ビザの発行を許可し在外領事館を介して交付する，等々

5 養子縁組斡旋機関

15歳未満の子どもの養子縁組前提の託置を実行する県の機関と民間機関

①公的機関（国内又は自治領内の設置数）

・県の児童社会援助局養子縁組課：

社会支援家族法 L.224-4 条を適用して保護され、県会議長から国の被後見子として受理され、養子縁組が合法的に可能とされる子どもの養子縁組手続に行政的に介入する機関。全国の 101 の県に組織された各児童社会援助局内に 1 か所設置されている。パリ県の養子縁組課は、常勤職員 30 人を配置している。

・国の公益法人「Agence Francaise de l'Adoption」

2005 年に設立され、翌年から活動している国際間養子縁組の仲介機関。パリ市内に実務機関として事務局があり、国の基金で運営されている。各県の養子縁組課にその派遣員を県が指定し、全国規模で外国の子どもの養子縁組を希望する家族を募集し、縁組成立後に予後調査と寄り添いを派遣員が行なわせている。事務局には、現在、37 人の多職種の職員を配置し、30 数か国の子どもの養子縁組を仲介している。

②民間機関（国内又は自治領内の設置数）

養子縁組の仲介を県から許可された民間法人。2013 年には、全国に 34 団体があり、すべての団体が外国から来る子どもの養子縁組を援助している。国内養子縁組に介入する団体はまれで介入件数も全国で 20 数件きりない。

民間機関には、国際公益法人として国際援助活動を行なう大規模組織もあるが、多くはボランティア的に運営される小規模団体。公的な財政的補助は一部を除いてない。ここ数年の国際養子の激減と子どものタイプの変化（スペシャルニーズのある子どもの増加）で、財政的基盤の弱い小規模団体は運営的にも援助面でも課題を抱えている。

6. 民間の養子縁組機関の認可条件は何ですか

養子縁組団体の認可制度は、現行の社会支援家族法 Code de l'actionsociale et des familles（以下では、CASF とする）に次のように定められている。

- ・ 県の認可： 15 歳未満の未成年者の養子縁組の仲介又は養子縁組前提で委託するすべての組織（私法の法人）は、その活動を許可されるために子どもの託置先となる県の県会議長から認可されなければならない。

ある県で認可された団体は、他県でも 15 歳未満の未成年者の養子縁組仲介又は養子縁組前提の委託を広域的に実践することができるが、そのためには、関係する県の県会議長に事前に届け出て、許可を受けなければならない。県会議長は、県内において団体が子どもとその父母および将来の養親の保護を十分保証できないことが分かるときには、いつでもその活動を禁じることができる。（CASF.L.225-11 条）

- ・ 国際養子縁組活動の資格の承認： 県が認可した団体は、外国の未成年者のために活動するには、外務大臣からその資格を付与されなければならない。

（ASF.L.225-12 条）

- ・ 一般的認可の要件： 15 歳以下の未成年者の養子縁組又は養子縁組前提の委託を仲介する私法の法人であり、以下の活動を総合的に実行する状態がなければならない。

- 養子縁組計画を立てる準備を援助し、書類の作成に助言する
- 養子縁組手続に関する技術的および法律的情報を与える
- 子どもが養親家庭に迎えられた後、L.225-18 の定める条件で、家族に寄り添う

- ・ 国際養子縁組活動の許可の要件： 外国籍又は外国に常居所のある 15 歳未満の子どもの養子縁組を仲介する資格を付与されるため、以下の状態がなければならない。

- 出身国の権限ある当局と関係を結んで、養親家族の選択の方法を定める
- 養子縁組を宣言する権限ある機関又は個人に縁組志願者の書類を提出する
- 現行法に定められた手続を進める又は従う（CASF.R225-13 条）

- ・ 認可の申請： 私法の法人として所在地の県の県会議長につきの書類を添付し申請。

- ①幹部職員のリストとその社会的地位
- ②共和国日報紙に掲載されたその社会的地位のコピー
- ③養子縁組前提の仲介活動計画，定められた職務を遂行するための財政的条件，年間の予算計画，前年に活動している団体は，前年度の実績収支報告書，補助金を得て雇用している派遣員の費用
- ④団体の職務に携わる者のリスト，その住所・氏名，職務を明記
- ⑤申請者と協力関係にある医師又は専門家の住所・氏名
- ⑦ 体の経理を担当する会計系の住所・氏名
- ⑧ 団体職員の子どもと家族の分野で資格又は経験を証明する履歴書，さもなければ，帰属機関の肩書又は職位を示した文書も添付する。(CASF.R225-15 条)

・認可申請の調査：県会議長は，必要と判断するすべて事項のアンケート調査を行ない，団体が提案する事業方法，様々な介入者が子どもとその父母および将来の養親を保護し得る状態，R225-15 条の 4°に挙げられた職員が，養子，その親および養親に対して，その住所と家族数を考慮し，県内で行われる養子縁組前提の委託に寄り添えるかどうかを調査する。(CASF.R225-18 条)

・違反者への罰則：L.225-11 条 1 項に規定する事前の認可を受けずに 15 歳未満の未成年者の養子縁組の仲介又は養子縁組前提の委託を行なうとき，1 年の禁固と 15000 ユーロの罰金刑に処せられる。さらに，本条に違反した個人が未成年者を保護し，寄宿させ，託置する職業活動を行なうとき，刑法 131-27 条の定める補足的刑罰を受ける。(CASF.L.224-5 条)

7 認可された民間の養子縁組機関に国又は自治体の財政的支援がありますか

どのような経費に対して援助がありますか

一部の団体を除いて OAA に対する公的補助はない。ただし，外国の制度の改善を目的として活動する団体には，その活動を目的にした補助金の給付が決定されることがある。

8 最近、養子縁組前提で委託された子どもの数がわかりますか。

①国内養子縁組前提の委託：

県当局の国家被後見子の養子縁組委託：741件（2012年 ONED 調査）

その措置解除理由：完全養子縁組が714件，単純養子縁組が17件（2013年度）。

民間団体による国内養子縁組委託：約20数件(2011年度)。

②国際間養子縁組前提の委託：

受入れた外国の子どもの数：1343件（2013年度国際養子縁組局統計）

うち、OAAの委託が637件，AFAの委託が256件，個人的養子縁組が450件，

個人的養子縁組には112件の親族間養子縁組が含まれる。（2013年）。

送り出したフランスの子どもの数：

不明（ベルギーの国際養子縁組統計には、フランスの子どもが最近10年間に20件と記録されている。）

9 OAA以外の養子・養親の相談支援機関又は支援システム，グループ活動の状況

- ・心理—医療相談には Centre médico-psychologique と呼ばれる精神的ケアを提供する公立又は私立の施設があり，医療保険で心理・医療サービスを受けられる。
- ・養親家族の会が県レベルと国レベルで組織され，情報提供，季刊紙発行，研修会相談事業などを行なうほか，各種の委員会に代表が参加し活動している。

10 養親又は養子縁組機関の職員の研修専門機関について

①養親への研修はどのように行なわれていますか（プログラムの概要を含めて）

- ・県の養子縁組課は，養子縁組を希望する県内の単身者又はカップルのために情報提供集会を実施しているが，準備研修は義務づけられていない。
- ・パリ県の養子縁組課（Espas Paris Adoption）は，テーマ別の研修を年数回企画し，県内の養子縁組希望者と養親家族の参加を奨励している。
- ・AFAは，障害のある子どもを受入れる養親志願者のために医師による研修をする。国別の養子縁組研修も行なわれている。
- ・養親家族会 Familles et Adoptions も研修と面接を提供している。

11 養子縁組あつせんの対象となる子どもについて

①法律による規定はありますか。

民法 347 条は、完全養子縁組が可能になる子どもを次のように定めている。

- 1) 父母または家族会（民法の後見制度に基づく後見機関）が養子縁組に有効な同意を与えた子ども
- 2) 国家被後見子（国が後見する遺棄された子ども）
- 3) 民法 350 条を適用して裁判所が遺棄を宣告した子ども

このうち、養子縁組認可団体は 1 の子どもを対象とし、県の児童社会援助機関は 2 と 3 の子どもを対象としている。

CASF.L.224 条は、国家被後見子を 6 つのタイプに分けてその受理要件を以下のように定めている。

- 1° 親子関係が確立されていないか不明で、2 か月以上前に児童社会援助機関に引き渡された子ども
- 2° 親子関係が確立され、親が分かる子どもを、養子縁組に同意権を有する者が国家被後見子として受理されることに同意し、2 か月以上前から児童社会援助機関へ明らかに引き渡された場合
- 3° 親子関係が確立されている子どもを、国家被後見子として受理されることを前提に、父または母が 6 か月前から児童社会援助機関へ明らかに引き渡した場合で、他の一方の親が期限内に子の引取りを機関に届け出ないとき、もう一方の親の意向が受け入れられる。
- 4° 父母のいない孤児で、民法 1 編 10 章 2 款にもとづいて後見が設置されず、2 か月以上前から児童社会援助機関へ引き渡された子ども。
- 5° 父母が、民法 378 条（刑法の有罪判決を受けた場合）および 378 条の 1（*虐待、アルコール中毒または薬物の常用、有害な不品行、違法行為によって子どもが危険な状態にある場合）および 380 条が適用されて親権が完全に剥奪されるとき、子どもは児童社会援助機関に保護された子ども
- 6° 民法 350 条を適用して遺棄を宣告され、児童社会援助機関に保護された子ども

②国内養子縁組の対象となる子どもとその傾向

- ・2012年度全国統計によれば、被後見子は2328人の受理理由：

親子関係がないか不明 855人(37%) 父母の同意 195人(8%)
父又は母の同意 101人(4%), 孤児 221人(10%)
親権の完全な剥奪 184件(8%), 親の遺棄を宣告 772件(33%)

- ・2328人の被後見子の中で同年に養子縁組前提で委託された子どもは 929人：

うち、健康に問題又は障害のある子どもが 85人、
きょうだいがある子どもが 32人、
5歳以上の年齢の子どもが 91人、
特別ニーズのない子どもが 741人

- ・被後見子2328人中、養子縁組計画が立てられなかった子どもは1399人：

内訳、健康に問題又は障害のある子どもが277人 }
きょうだいのいる子どもが222人 } 特別ニーズのある子どもは
5歳以上の年齢の子どもが280人 } 779人(55.6%)
特別ニーズのない子どもが620人 }

- ・被後見子のうち、新生児が640人、うち579人は匿名出産で生まれ、生みの親から認知されない子どもである。

②国際間養子縁組の対象となる子どものタイプとその傾向

- ・受入れの場合：

外国からフランスの国内の養親家庭に迎えられる子どもは急減する傾向にあり、2013年度には1343人の出身国、年齢、特別のニーズ：
出身国：アフリカ（エチオピア、コンゴ等）から568人、アメリカ（ブラジル、コロンビア等）から140人、アジア（ベトナム、中国等）から306人、ヨーロッパ（ロシア、ブルガリア等）から320人、オセアニアから9人と、アフリカから来る子どもが多い。

年齢：1歳未満が8.0%、1～3歳未満が37.3%、3歳～5歳未満が21.67%、5歳以上が32.98%と年齢の高い子どもが増加する傾向がある。

特別ニーズのある子どもの数：844人（63%）：

タイプ： 年齢6歳以上が431人，きょうだいが149人，健康問題や障害のある子ども354人。

- ・ 送出しの場合： 非常に少ないと言われている。統計が公表されていない。

C. 実践

12 妊婦からの相談に養子縁組機関はどのように対応していますか

①養子縁組機関による対応（情報の提供や妊産婦の保護等）：

- ・ 県の養子縁組課または養子縁組認可団体が受ける妊婦から受ける相談は，生んでも子どもを育てられない状態があり，家族や友人の付き添いのない女性から受けることが多い。女性と会って話を聴き，寄り添うのは県の養子縁組課又は養子縁組認可団体の仕事とされている。パリ県の場合，国内の子どもの養子縁組相談の99%を県の養子縁組課が受け，民間団体による養子縁組支援は例外的であると言われている。
- ・ 通常，病院のソーシャルワーカーから通報を受けて，個人情報開示全国評議会の派遣員として指名された県の養子縁組課のソーシャルワーカーが病院を訪ね，女性から直接話を聴くことから援助は開始される。
- ・ フランスでは匿名で医療施設に入院し無料で医療を受けられる匿名出産の制度が伝統的に維持され，広く知られているため，生んでも子どもを育てられないという事情をもつ女性の多くは，匿名を申請して病院に無料で入院出産し，生まれた子どもを県の関係機関に託して養子縁組を実現することが可能である。実際に，親から認知されないそのような子どもの養子縁組が年間600件くらい存在している。そうすることによって，どんな女性でも医療保健機関の助産を受けて，安全に出産を保障することで，新生児殺や子の遺棄の予防が目指されている。
- ・ 出産後，子どもを育てられない女性は，退院のときに，子どもを認知しないまま，県の児童社会援助機関又は民間機関へ子どもを託することができる。

②妊産婦を援助し保護できる機関又は施設はどのように組織されていますか

困難にある妊婦から相談を受けて出産前後に母子を保護する施設として，母子保護

施設や若年出産をする未成年者を保護する施設がある。また、数は少ないが、妊産婦と母子を保護する里親委託機関もある。

③養子縁組機関とこれらの機関との関係は？

母子保護施設は、親自身による子どもの養育を援助する目的があり、養子縁組機関との間にどのような関係があるのかは不明。その他に、パリ市内には、妊産婦の相談を匿名で受ける団体「ノア」が県の援助を受けて設置されている。この機関からの紹介で養子縁組機関が養子縁組相談を主に受けているようである。

13 子どもの親と家族が養子縁組機関の援助を明確に希望するとき、どんな手続きを通して子どもをどこに保護していますか。

①その手続：

- ・ 新生児の場合、匿名出産制度にもとづいて生まれた子どもを、出産後、母が認知せず、養子縁組前提で子どもを児童社会援助機関に委ねる場合には、産婦人科医院を退院する前に、生みの母の住所・氏名を記入せず、所定の引渡し調書を県の養子縁組課のソーシャルワーカーがその場で作成する。
- ・ 生みの親がすでに退院をし、行方がわからないときには、県のソーシャルワーカーは、医療施設の責任者から子どもと生みの親の状態を聴取して、委棄された子どもの引渡し調書を作成する。
- ・ 匿名出産制度を利用しても、生まれた子どもの出生届を親がしたこと、親子関係が確立された場合には、県の養子縁組課において母または父が養子縁組の同意を表明し、子どもの引渡し調書が作成され、父・母は調書に署名する。調書には、父母の住所は明記されない。
- ・ 上記のいずれの場合も、パリ県では、子どもは乳児院へ仮の国家後見子の法的身分で一時的に措置され、その後、2ヶ月以内であれば、生みの母又は父は、子どもを認知して引取ることができるが、2ヶ月を越えると、子どもは国家被後見子 *pupil de l'Etat* という法的身分で県会議長が受理し、子どもの後見人は県における国の代表である父に委ねられる。このような流れで、国の被後見子となった子どもは、同

意撤回期間の2か月を過ぎて、子どもが家族から引きとられないときには後見機関が選り、養親候補者受け入れに合意した子どもを養親候補者に委託し、6か月の同居期間を経て、裁判所の審判によって、ほぼ1年以内に養子縁組が成立する。

・フランスでは、親族の子どもを別として、すべての2歳未満の子どもの養子縁組は、子どもをめぐる取引を予防する目的で、児童社会援助機関又は養子縁組認可団体に子どもが実際に引き渡されなければ、養子縁組の同意は有効ではないという規定がある（民法348-5条）。そのため、新生児を生まれてすぐに養親へ委託するということは行なわれていない。

②保護から養親へ委託されるまでの一時委託先はどこですか。その養育費は誰が負担していますか

パリ県では、乳児は乳児院へ措置され、措置費は県が負担する。養子縁組認可団体が子どもを保護する場合は、団体と契約のある認定里親に2ヶ月を目処に委託し、委託費は団体が負担している。より年長の被後見子は、通常、里親家庭に委託され、養子縁組計画の立てられるまで待機している。特別なニーズがある子どもは受入れ家族が少なく、里親家庭から自立していく子どもが多い。

14 親不明、棄児、孤児に対して後見人が選任されていますか

・県における国の代表である知事が職権で後見人になる。フランスでは、県の代表は選挙で選ばれた県会議長だが、知事は県において国の仕事を行なうために国から指名されたもので、県の社会統合局に所属する。知事は、CASF.L.224-2条を適用して国家被後見子家族会を組織し、その意見を聴いて被後見子の後見を実行する。養子縁組は後見業務の一つとして実施される。

15 実親又は後見人による養子縁組の同意について

①養子縁組の同意は、子の出生後いつからを取ることが認められていますか

養子縁組の同意は出産前に与えることができないが、出生後、生みの母が産婦人科医院を退院するときに、養子縁組前提で養子縁組機関に子どもを委ねることに同意して

所定の引渡し調書が作成される。

②同意前に養子縁組に関する情報提供を法律は義務づけていますか

引渡し調書の法務省モデルによれば、以下の事項を生みの親に伝えなければならぬと明記されている。

- 一 国・地方自治体および社会保障機関が制度化している各種の援助措置
- 一 社会家族支援法の定める条項にもとづいて子どもに後見が設置されること
- 一 生みの親が、後になって、身元の秘匿を解除することを申請できること、身元の開示を申請することのできる者は、その子どもと子どもの代理人、成人した子ども、子どもが死亡しているときは、直系卑属が申請できる。
- 一 子どもを児童社会援助機関へ委ねた父又は母は、調書作成日から2ヶ月以内なら、子の引取りを申請できる。この期限を過ぎると、国家被後見子家族会の同意があれば、後見人が、養子縁組前提委託を決定することができること。
- 一 子どもを児童社会援助機関へ委ねた父又は母は、2ヶ月の期限満了後も、子どもが養子縁組前提で委託されてなければ、子を引取ることが可能。子の引取りの許可は、後見人である知事が、国家被後見子家族会の意見を聴いて決定する。
- 一 民法352条によって、子どもが養子縁組前提で委託された後には、子の引き取りも、認知もできないこと。

③同意の形式や方法はどのように定められていますか

- ・ 父および／又は母が養子縁組を前提に子どもを県の児童社会援助機関へ引き渡すときには、父母は県の児童社会援助機関の養子縁組課において養子縁組の同意を表明し、引渡し調書に署名する。ただし、同意した日から2か月以内であれば、同意を撤回し、子どもを引取ることができる。撤回がされない時には、同意は確定し、知事が職権で子どもの後見人となる。
- ・ 生みの親が身元を明かすことを拒否して子どもを児童社会援助機関へ引き渡すときには、養子縁組課のソーシャルワーカー又は個人情報開示全国評議会 CNAOP の派遣員が、生みの親に会って、子どもと生みの親の状態および養子縁組前提で子を引き渡す理由を聴取する。調書を作成する前には、15項の②で示した情報をソーシャルワーカーは生みの親に提供する。

- ・ 引渡し調書には、生みの親が子どもに与えた名前、誕生日、出生地を明記するが、生みの親に関しては、「身元を明かすことを拒否する生みの親」として記される。調書は、CNAOPの派遣員が作成し、署名する。その写しは生みの親にも交付される。そのほか、生みの親は子ども宛に身元に関して文書を作成し、封筒に入れる。その封筒は子どもから身元の開示申請があるまで、封印・保管される。
- ・ 調書作成から2ヶ月以内は、生みの親が子どもを認知し、引取ることができる。
- ・ CNAOPの派遣員が生みの親に会えない場合、匿名出産をした生みの母の状態を医療施設の職員から聴取し、派遣員が引渡し調書を作成する。調書の抄本は病院に親が来たときに渡せるように医療施設に交付される。
- ・ このように生みの親が匿名で子どもを機関に引き渡すときは、親による養子縁組の同意を調書に明記することができないが、引渡し調書が、親の暗黙の同意とみなされ、子どもには、後見が設置され、後見機関の養子縁組の同意にもとづいて養子縁組手続きは進められる。

④同意を撤回できる期限は定められていますか

- ・ 引渡し調書又は同意書の作成日から2か月間、生みの親は同意を撤回し、保護された子どもを認知し引き取ることができる。
- ・ 養子縁組の審判が宣告される前に、養子と養親候補者は6ヶ月の同居期間が義務付けられているが、フランスでは、この期間に同意を撤回し子を引き取ることは禁じられている。

⑤同意は親権の委譲を伴いますか。伴うとすれば、手続を代行する後見人を設置していますか

親の同意が確定されると、子どもには、後見が設置され、親は子どもを自由に引き取る事ができなくなる。重要なのは、後見機関が選んだ養親候補者に子どもが委託され後には、生みの親は、子どもを認知することも引き取ることもできなくなるということである。ただし、同意が確定された後でも、養親への委託がなされていないければ、実親は後見機関の許可を得て、子どもを引取ることを可能にしている。

16 養子縁組の子どもの同意は何歳から必要とされていますか